

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会  
事務局：新宿区都市計画部 景観・まちづくり課

上落合中央・三丁目地区まちづくり

「全体報告会」を開催します！

今年度の活動をご報告します！

上落合中央・三丁目地区まちづくりの会では、被災ゼロのまちを目指して、地区にお住まいの皆さんや新たに建物を建てる事業者の方々と一緒に取り組んでいきたいルールについて検討しています。

今年度の取組テーマ：「避難経路や消火・救助活動の空間」を確保するためのルールづくり（地区計画）

引き続き地区計画の導入について検討を進めていくにあたり、より多くの地域住民の皆さんと意見交換を行うため、来る3月21日に全体報告会を開催いたします。

平成29年 **3月21日(火)**  
午後7時～8時半

上落合  
地域交流館  
(新宿区上落合 2-28-8)

地区内にお住まいの方や、土地・建物をお持ちの権利者の方は、どなたでも参加可能です！



多くの皆様のご参加をお待ちしています！  
お気軽にご参加ください！



まちづくりの会の開催報告

(平成28年12月19日開催)

今回のまちづくり会では、地区計画により定めることができる建替えルールについて、地域の問題と照らし合わせて必要性や考えられるルールの内容などについて意見交換を行いました。

● 意見交換の結果は全体報告会で紹介します



# 新宿区による戸別訪問調査の結果概要

（実施期間：  
平成28年10～11月）

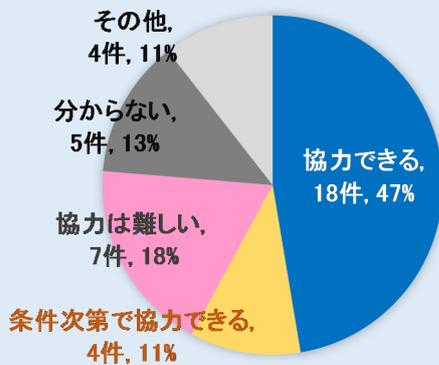
今回の調査では、「まちづくりガイドライン」において主要な避難経路として示している右図の3路線について、沿道の土地建物所有者（居住者）の方々を対象に、「地区計画による建替えルール」（瓦版14号参照）の仕組みについて説明を行い、協力意向の確認を行いました。

（対象件数：213件）

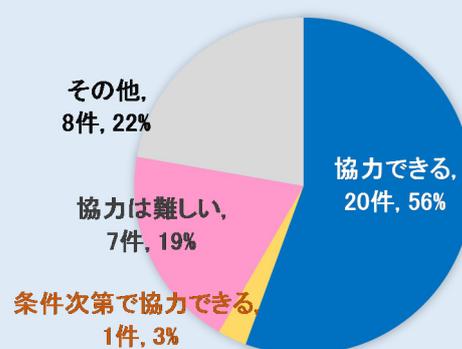


## Q. 建替えの際に道路境界から建物を後退させるルールについて

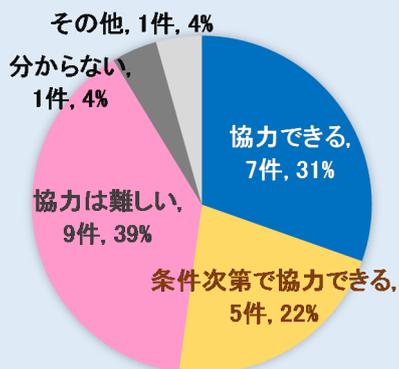
### ① 三丁目・南路線（38件）



### ② 三丁目・北路線（36件）



### ③ 二丁目路線（23件）



訪問調査で直接お話できた方のうち、約半数の方から、壁面後退ルールへの賛同が得られました

- ・路線別では、「協力できる」という方の割合に差がみられ、最も多かったのは【三丁目・北路線】の56%でした。

- 建替えルールの内容および各意向の具体的なご意見は、全体報告会でご紹介します

今後は、「条件次第で協力できる」「協力は難しい」という方のご意見を踏まえ、建替えルールの緩和措置の改善点や、あわせて検討すべき事項について、引き続き検討を進めていきます。

#### ■本瓦版全般についてのお問合せ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課（高松、須藤、河森）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

電話：03-5273-3569（直通） FAX：03-3209-9227

こちらから上落合中央・三丁目地区まちづくりの情報（新宿区HP）がご覧になれます

